

中央試験センターで免状交付申請する方へ

I 同時申請した場合の手数料が平成23年10月1日から変更になります。

1 免状の再交付又は新規交付と一般書換えを同時に申請した場合の手数料額は、下記のとおりとなります。

(1) 再交付と一般書換え（氏名・本籍・生年月日等）を同時に申請した場合

新手数料	旧手数料	申請場所
1,800円 （再交付分）のみ	1,800円（再交付）+700円 （一般書換え）= <u>2,500円</u>	財団法人消防試験研究センター中央試験センター（窓口・郵送申請）又は東京都内の消防署、消防分署及び消防出張所（窓口申請のみ）

(2) 新規交付と一般書換え（氏名・本籍・生年月日等）を同時に申請した場合

新手数料	旧手数料	申請場所
2,800円 （新規分）のみ	2,800円（新規分）+700円 （一般書換え）= <u>3,500円</u>	財団法人消防試験研究センター中央試験センター（窓口・郵送申請）

(3) 窓口申請と郵送申請

- ① 窓口申請は、現金のみの取扱いとなります。
- ② 郵送申請は、納付書のみの取扱いとなります。

II 消防設備士免状の一部自主返納制度が平成23年10月1日から開始されます。

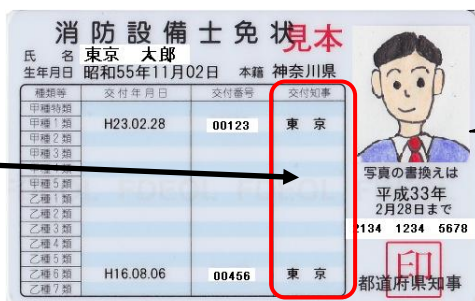
1 所持している消防設備士免状の交付知事が**東京**であるもの

所持している免状のうち複数自主返納する場合は、返納する免状のうち一つが東京都知事交付の免状であれば、東京都でまとめて返納することが可能です。

ただし、以下の種類の免状は返納できません。

- ア 甲種第1類と乙種第1類の免状を有している場合の乙種第1類
- イ 甲種第2類と乙種第2類の免状を有している場合の乙種第2類
- ウ 甲種第3類と乙種第3類の免状を有している場合の乙種第3類
- エ 甲種第4類と乙種第4類の免状を有している場合の乙種第4類
- オ 甲種第5類と乙種第5類の免状を有している場合の乙種第5類

※ 交付知事が東京



仕事で使っていないから乙種6類は一部自主返納しようかな...

※**一部自主返納**とは現に有している免状の交付を受ける資格を放棄することであり、この場合の放棄とは、免状を交付した都道府県知事により**当該資格が取り消されることと同じ効果を有すること**となります。

2 申請に必要な書類等

- (1) 消防設備士免状自主返納申請書
- (2) 消防設備士免状書換え・再交付申請書
- (3) 今現在所持している消防設備士免状
- (4) 手数料 700円（書換え手数料）

III 受付窓口

財団法人消防試験研究センター 中央試験センター TEL 03-3460-7938

窓口受付 平日 9時～16時30分まで（土日祝日を除く）